

保護者様

気象警報及び地震、津波警報発令における対応について

姫路市立飾磨小学校

標記の内容について姫路市教育委員会より変更の通知がありましたので、保護者の皆様にお知らせします。この度の変更点は、飾磨小校区が高潮警報の対象校区に指定されたため、高潮警報を含め、下記のように対応すること、「地震」「津波」に対する対応(別紙)を加えたことです。各ご家庭でも児童の安全確保について続けて適切な対応をお願いします。

1 対応は次のとおりです。

次のいずれかの警報	警報の発令時刻	対応
暴風 大雨	午前7時現在、「姫路市」に警報が発令されているとき	臨時休業とする。
大雪 暴風雪 高潮	午前7時から始業時まで「姫路市」に警報が発令されたとき	登校前であれば、原則として臨時休業とする。登校の状況により、校長判断により安全確保のため適切な措置をとる。

2 お知らせ

「姫路市」のように市町ごとの警報・注意報の情報提供は、下記の機関が行っていますので、今後の警報・注意報の情報収集は、下記機関をご利用になってください。

- NHKテレビ・ラジオ
- 気象庁や神戸海洋気象台のホームページ
- ひょうご防災ネット
- ひめじ防災ネット(登録すると姫路市の気象警報などがメール配信されます。)

3 放課後児童クラブについて

- ① 学校が臨時休業となる場合、放課後児童クラブも休所します。以降、警報が解除されても開所しません。
- ② 学校始業時以降に警報が発令された場合、放課後児童クラブも休所になりますので、他の児童と同じように学校までお迎えに来てください。

4 お願い

- ① 警報発令中はもちろん、解除後も、むやみに屋外へ出たり、危険箇所近づいたりしないように注意してください。
- ② 警報発令中に、登校している児童がいたら、帰宅するよう声をかけてやってください。
- ③ 学校への電話による問い合わせはご遠慮ください。
- ④ 始業式や終業式の当日に警報が発令されて臨時休業日になった場合は、翌日に始業式や終業式を行います。
- ⑤ 校長判断による措置をとる場合は、スクリレによりお知らせします。
- ⑥ 臨時休業日の翌日は、基本的に時間割通りで登校させてください。

地震及び津波における対応について

姫路市教育委員会

	地震	津波
	(震度は姫路市)	対象校区(中学校は一部でも校区を含めば対象) 【白浜・妻鹿・高浜・飾磨・津田・英賀保・広畑第二・大津・南大津・大津茂・網干・網干西・八木・糸引・四郷・的形・大塩・家島・坊勢校区】 ※対象校区は警報・注意報ともに防災行政無線発令。
基本的な対応	○前日17時以降に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業。 ○在校時は引き渡し 【学校園再開について】 被害状況及び避難所としての状況によって、学校が判断し、保護者へ連絡する。市教委から一律に指示する場合もある。	○津波警報発表の場合 ・臨時休業とする。 ・原則、保護者とともに学校または指定避難所で避難。 【学校園再開について】 気象警報に係る指定時刻までに解除されれば、その指示どおりとなるが、避難所として開設していた学校園が通常に戻る状況によっては、学校園が判断し保護者へ連絡する場合もある。
登校前 (在宅中)	○震度5弱以上の場合 学校から連絡があるまで待機(避難)とする。	○津波警報発表の場合 原則、保護者とともに学校または指定避難所で避難。 ○津波注意報発表の場合 登校する。
登下校中	【児童生徒等】 ○揺れが小さいとき 特に頭部を守って待機し、揺れがおさまってから登下校する。 ○揺れが大きいとき 近くの安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、学校か家へ移動する。 【学校】 ○震度5弱以上の場合 臨時休業とし、登校してきた児童生徒等を保護者に引き渡す。	【児童生徒等】 ○津波警報発表の場合 発表を知ったら、学校か家へ移動し、その後、原則、保護者とともに学校または指定避難所に避難する。 ○津波注意報発表の場合 発表を知ったら、素早く通常どおり学校園へ登校する。 【学校】 ○津波警報発表の場合 状況によって、可能な限り、学校に避難した児童生徒等の保護者と連絡をとり、保護者に引き渡すが、原則、保護者と共に学校または指定避難所で避難する。 ○津波注意報発表の場合 学校運営を通常どおり継続する。
在校中	震度5弱以上の場合 児童生徒等を保護者に引き渡す。	○津波警報発表の場合 児童生徒等を保護者に引き渡すが、原則、保護者とともに学校または指定避難所での避難を継続する。 ○津波注意報発表の場合 学校での生活を継続。下校については、学校からの指示による。